

一般競争入札参加者の心得

高知県健康政策部国民健康保険課

(目的)

第1条 高知県健康政策部国民健康保険課の行う令和8年度高知県みなし健診活用勸奨委託業務の競争入札について、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施するものとし、その取扱については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）その他の法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札参加資格)

第2条 一般競争入札に参加できる者は、当該業務委託の入札参加資格者として確認された者とする。

また、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者とする。

(入札の基本事項)

第3条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。契約金額は、入札書の記載金額に100分の10を加算した金額とし、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を契約金額とする。

2 入札者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(入札保証金)

第4条 入札者は、入札執行前に規則第9条（規則第30条において準用する場合を含む。）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第10条（規則第30条において準用する場合を含む。）の規定により免除された場合は、この限りではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の方法等)

第6条 入札者は、必要事項の記入及び記名押印をした入札書を、入札件名を記載した封筒に入れて封かんし、さらに「入札書在中」及び「親展」の文言を記載した封筒に入れて封かんしたうえで、書留郵便により指定する期日までに到達するよう郵送しなければならない。ただし、郵送が困難な場合等においては持参を認めるものとする。

なお、第14条に規定する再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る入札書

を別々の封筒に入れて封かんし、封筒の封皮には各々前記必要事項のほか、「初度入札」、「第2回入札」、「第3回入札」と記載すること。

- 2 入札書の住所氏名は、競争入札参加資格申請時に登録した住所氏名を記入し、登録した印を押印しなければならない。法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名を記入して、代表者印を押印しなければならない。入札書の押印を省略する場合は、会社印及び代表者印の押印は不要とする。
- 3 入札者が押印を省略した入札書を提出するときは、入札書に責任者及び担当者の氏名、連絡先（電話番号）を記載しなければならない。  
なお、開札時に、電話により責任者又は担当者の在籍確認が行えなかった入札書は無効とする。
- 4 入札書の記載事項について訂正又は加筆したときは、必ずその箇所又は入札書の余白に押印し、必要事項を記載しなければならない。ただし、金額を訂正することはできない。  
なお、押印を省略した入札書の記載事項については、訂正は行わず、再作成すること。
- 5 入札金額は、1円未満の端数をつけることはできない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は記載のないものとして取り扱うものとする。
- 6 到達した入札書は、取替え又は訂正をすることができない。

#### （入札の辞退）

第7条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札者が入札を辞退するときは、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日前日までに到達するものに限る。）する。
- 3 入札を辞退した者は、入札を辞退したことを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けないものとする。

#### （開札）

第8条 開札は公告に記載した開札日時及び場所において行うものとする。

#### （無効の入札）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書は無効とする。

- (1) 入札者の記名を欠く入札書
- (2) 入札者の押印を欠く入札書。ただし、押印を省略した入札書にあつては、電話により責任者又は担当者の在籍確認が行えなかった入札書
- (3) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
- (4) 入札の金額を訂正した入札書又は金額未記入の入札書、金額を絵取った入札書及び不鮮明な入札書
- (5) 入札保証金を納付しているが、当該保証金が所定の額に達していない入札書
- (6) 書留郵便以外の方法で提出した入札書
- (7) 公告で指定した期日までに到達しない入札書
- (8) その他、入札の諸条件に違反した入札書

(失格の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が入札をした場合
- (2) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者(第4条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。)が入札をした場合
- (3) 明らかに談合によると認められる入札をした場合

(入札執行の延期等)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、若しくは取り止め、又は当該入札者を入札に参加させないことがある。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
- (2) 入札者が談合し、又は不隠の行動をする等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるとき。

(落札者の決定方法)

第12条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(同額等の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)

第13条 落札となるべき同額の入札をした者が、2者以上あるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員に、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

(再度入札等)

第14条 開札の結果、落札とするべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 再度入札は、2回(初度入札を含め3回)まで行う。
- 3 次の各号に掲げる入札をした者は、再度入札に参加することができない。
  - (1) 入札を辞退した者
  - (2) 入札辞退として取り扱われた者
  - (3) 入札の結果失格となった者
- 4 再度入札によっても落札となるべき入札がないときは、最低価格者から順次に随意契約の交渉を行うことがある。

(契約の確定)

第15条 契約書を作成する場合にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに当該契約は確定する。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、契約内容を記録した電磁的記録に契約担当者双方が電子署名を行ったときに当該契約は確定する。

(契約保証金)

第 16 条 落札者は、契約の締結に際し、契約金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 40 条の規定により免除された場合又は規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

(入札に係る公正な競争を阻害するおそれのある行為に関する情報（以下「談合情報」という。）が寄せられた場合)

第 17 条 入札前に談合情報が寄せられた場合は、調査審議のうえ、その事実が認められない場合には入札を執行するが、落札決定は保留し、再審議の後、参加者に通知を行う。

2 入札後に談合情報が寄せられた場合は、調査審議のうえ、その事実が認められる場合には落札者であっても契約を締結しない。

(異議の申立て)

第 18 条 入札者は、入札後にこの心得又はあらかじめ示された仕様書、契約書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札結果の通知)

第 19 条 落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡し、入札結果は入札記録に取りまとめて公表する。